Ⅷ　秋田城跡第七二次調査出土漆紙文書について

国立歴史民俗博物館教授　平川　南

秋田城跡第七二次調査出土の漆紙文書は、総点数約三十四点以上に達し、いまだ調査中であり、未整理のものも相当数ある。今回は、現段階でほぼ整理を終えた主な文書について、その釈文・記載様式そして内容などに関して概要を紹介するにとどめたい。今回の文書については、数点が複雑に重なり合った状態で出土しており、それを展開していった過程など、出土状態や文書の形状等の報告は省略した。いずれにしても、第七二次調査の漆紙文書については、今後改めて正式な報告書において全容を明らかにする予定である。

十六号文書

〔釈文〕―図1参照　〔実測図〕―図2参照

（一）記載様式

二段書きの歴名記載の帳簿である。その記載様式は、戸ごとに戸主名を冒頭に記し、以下に「人名＋年齢　年齢区分　＋死亡年月日」と死亡した戸口を列記している。二段書きの歴名帳および人名の下の二行割書は、正倉院文書として伝わる中央に京進された公文類には例をみない。しかし地方から出土する漆紙文書には類似の記載が認められる。

二段書きの歴名記載が見られるのは、秋田城跡第三六次発掘調査（護国神社境内）出土第二号文書〈出挙帳様文書〉である（註1）。この文書の年代は八世紀中頃かと考えられる。

漆紙文書2

□柒拾人　□□拾参束伍把
□直忍麻呂戸口　□□麻呂貳束
□伍束　丸子部□刀自賣伍束
□貳束　戸主秦連恵尓□
□伍束　戸主礒部小龍戸口
□束　□部小刀自賣伍束
戸主□太部道石□束

この文書は、国府に備えられた出挙関係の帳簿に相当するものと考えられる。

また、人名の下の二行割書は、茨城県鹿の子C遺跡の第九五号文書に類似の記載がある（註2）。それは郡家段階で作成した計帳に、年齢区分と身体的特徴の記載が年齢の下に小字で二行割書されている。

□□	□□年貳拾	
□□	□占部真妹女年貳拾捌	
正女右目後黒子	妹占部子稲主女年貳拾捌	
正女頑癖	妹占部申虫女年貳拾伍	
正女	占部廣刀自賣年参拾捌	

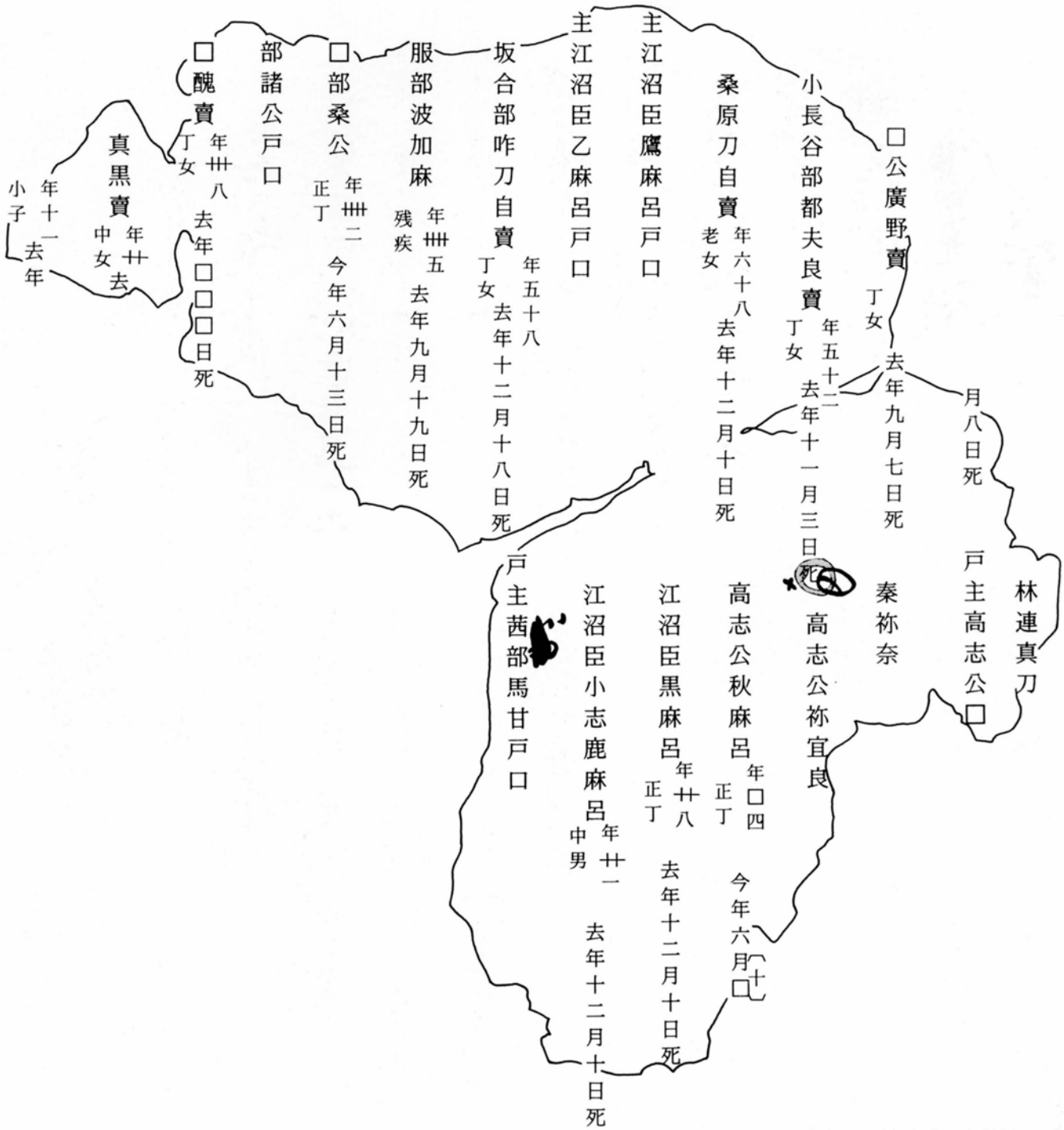
□公廣野賣
丁女
去年九月七日死
月八日死
戸主高志公□
林連真刀
小長谷部都夫良賣
丁女
年五十二
去年十一月三日死
秦祢奈
高志公祢宜良
桑原刀自賣
老女
年六十八
去年十二月十日死
高志公秋麻呂
正丁
年□四
今年六月□十□
主江沼臣鷹麻呂戸口
江沼臣黒麻呂
正丁
年廿八
去年十二月十日死
主江沼臣乙麻呂戸口
坂合部咋刀自賣
丁女
年五十八
去年十二月十八日死
江沼臣小志鹿麻呂
中男
年廿一
去年十二月十日死
戸主茜部馬甘戸口
服部波加麻
残疾
年卅五
去年九月十九日死
□部桑公
正丁
年卅二
今年六月十三日死
部諸公戸口
□醜賣
丁女
年卅八
去年□□□日死
真黒賣
中女
年廿
去
年十一
小子
去年

図1　16号文書　釈文

図２　16号文書　実測図

〔左文字を反転させた図〕

生部手古女年陸拾□	「耆女」 正女 右目後黒子	
吉弥候部□　□拾	「老女」 □□	
多治部□□女年肆拾捌	正女	
□□利刀□　□貳拾肆	正女	
□□庭虫女年拾玖	中女	
□治比部虫女年肆拾柒	正女	
□□真鳥麻呂年柒拾陸	耆女	
□　□麻呂□貳拾□	□□	

二段書きおよび二行割書は、京進文書の記載様式ではなく、地方官衙にとどめ置く公文に特徴的な、実用的な記載様式といえる。さらに本帳簿には、墨抹消や墨と朱による圏点（○印）と「×」印が付されている。これらからも、本帳簿は上申されるものではなく、秋田城内で実際に事務処理に活用されたものであることは明らかであろう。

死亡年月日を記す現存の帳簿としては、正倉院文書二点がある。

○天平九年（七三七）の河内国大税負死亡人帳（天理図書館蔵）

○天平十一年（七三九）の備中国大税負死亡人帳（正倉院蔵）

河内国大税負死亡人帳

戸主伊我臣入鹿戸物部刀良年拾壱（陸）　税肆拾束死天平九年六月十日

戸主海犬養（マヽ（犬））麻呂戸

民首髪長売年伍拾玖　税参拾陸束死天平九年七月十日

戸主牛鹿部県戸日下部姉女年伍拾肆　税参拾束死天平九年八月十日

同戸酒人袁尓売年弐拾　税参拾束死天平九年八月十五日

戸主車持連龍麻呂年伍拾弐　税肆拾束死天平九年二月十日今戸主首

戸主酒人長麻呂年伍拾弐　税参拾陸束死天平九年八月十日今戸主賀等理

戸主日下部吉師首麻呂戸

日下部牟良自年肆拾玖　税参拾陸束死天平九年九月五日

（国立歴史民俗博物館『正倉院文書拾遺』一九九二年　より）

この二点の帳簿は、公出挙稲（大税）を負ったまま死去した人々の歴名簿であり、天平九年、天平十一年分（正月～十二月）をそれぞれ記載している。この場合は公出挙稲を負ったまま死亡した人のみの名簿である。

今回の帳簿は、去年七月から今年六月までの一年間の死亡した人を書き記したものである。

『延喜式』（主計下）勘大帳条に「死亡帳」の名がみえ、また『政事要略』巻五十七（交替雑事十七・雑公文事上）の雑公文事には大帳枝文として、数多くの帳簿類があげられているが、

私案大帳枝文

目録帳　郷戸帳　浮浪人帳　中男帳　隠首帳　雑色人帳　高年帳
老丁帳　癈疾帳　學生帳　逃亡帳　神戸帳　多男父帳　中男殘帳
死亡帳　殘疾帳　遭喪帳　祢宜祝帳　老殘帳　陵子帳

その中に、「死亡帳」が存在している。

なお、上段に横墨界線を認められるが、下段には確認できない。この四本の横界線は四本が本帳簿の冒頭に集計部分を有していることを示している。

死亡帳簿とされるものは、長岡京跡第三四一次調査で漆紙文書「延暦九年死亡人帳」が出土しているが、数片の断片で、死亡年月日など一部しか知ることができない（註3）。

（二）記載内容

本帳簿に記載された内容を整理すると、表1のようになるであろう。

（三）ウジ名の分布

・高志公

高志公は、越＝高志＝古志という地域名＋公であり、左のような分布例が知られている。

○西大寺流記資財帳（八世紀後半）

「頸城郡大領高志公船長」

○新潟県三島郡和島村八幡林遺跡第一号木簡（八世紀前半）

五八五×三四×五

表1　十六号文書記載内容

戸主	戸口	年齢区分	年齢	死亡月日
戸主――	林連真刀――			
	――□公広野売	丁女		―月八日死
戸主高志公□――	秦　祢奈――			去年九月七日死
	小長谷部　都夫良売	丁女	52	去年十一月二日死
	高志公　祢宜良――			
	桑原　刀自売	老女	68	去年十一月十日死
	高志公　秋麻呂	正丁	口4	今年六月□十――
戸主江沼臣　鷹麻呂	江沼臣　黒麻呂	正丁	28	去年十二月十日死
戸主江沼臣　乙麻呂	江沼臣　小志鹿麻呂	中男	21	去年十二月十日死
	坂合部咋刀自売	丁女	58	去年十二月十八日死
戸主　茜部　馬甘	服部　波加麻	殘疾	45	去年九月十九日死
―又は―				
	□部桑公	正丁	42	今年六月十三日死
―部諸公				
	――□醜売	丁女	38	□□□日死
―又は―				
	――真黒売	中女	20	去――
―又は―				
		小子		去――

・「郡司符　青海郷事少丁高志君大虫　右人其正身率□□
・「虫大郡向参朔告司□（身カ）率申賜　符到奉行　火急使高志君五百嶋　九月廿八日主帳丈部□□
和島村八幡林遺跡は古代の越後国古志郡の中心地である。結局のところ、「高志公」は、古代の越後国頸城郡・古志郡など、越後国南部に分布したウジ名といえる。

・江沼臣

「江沼臣」は加賀国江沼郡（弘仁十四年〈八二三〉二月三日太政官奏において、越前国江沼・加賀二郡を割いて加賀国を建置した）を本拠とするウジ名である。

○天平三年（七三一）越前国正税帳
「江沼郡主政江沼臣大海」
「江沼郡主帳江沼臣入鹿」
○天平五年（七三三）越前国郡稲帳
「江沼郡大領江沼臣武良士」
○天平十二年（七四〇）越前国山背郷計帳
「江沼郡山背郷郷長江沼臣族忍人」

・小長谷部

現存史料によれば、「小長谷部」の分布は、越中二例、信濃二例、甲斐二例、遠江、上野、下総など、東国に集中している。秋田城外郭東門跡第五四次調査出土木簡には、十六号「小長谷部マ犬万呂」、十七号「小長谷大町」の二例が知られる。

以上のウジ名分布（註4）をみても、「高志公」「江沼臣」のように、北陸道地域からの出羽国内へ移住を明確に認めることができる。なお、秋田城第五四次調査出土木簡のなかに、

六十四号
・「〈三国浄万呂調米五×
・「〈　三月九日　×

とあり、「三国」は「三国坂井縣」（上宮記逸文）で知られるように、越前国坂井郡には、「三国真人」の存在がきわだっている。この「三国浄万呂」も国郡郷名を伴わない調米の付札に記された貢進者名であるので、北陸地方から移り出羽国内に在住していたと考えられる。

ところで越前・越後両国からの出羽国への移住については、史料上、和銅五年（七一三）の出羽国建置まもない時期に次のような記事がみえるのみである。

『続日本紀』和銅七年（七一四）十月丙辰条
勅割二尾張。上野。信濃。越後等国民二百戸一。配二出羽柵戸一。
『続日本紀』霊亀二年九月乙未条（同三年二月丁酉条重複か）
（前略）因以二陸奥国置賜最上二郡。及信濃。上野。越前。越後四国百姓各百戸一。隷二出羽国一焉。

これら一連の記事以降、史料上には全くみえないが、おそらくは、その後、越前（加賀）・越後など北陸道諸国からの出羽国への移住は小規模ながら継続していたのではないかと推測される。

この死亡帳はおそらく秋田城の支配領域（秋田平野を中心とする秋田郡域ほか）の民について記載したもので、この帳簿を浄書したのち、当時の出羽国府（庄内平野）に提出されたであろう。死亡帳は大帳の枝文であるので、本来は大帳使が都に遣わされるが、『類聚三代格』嘉祥二年〈八四九〉閏十二月二十六日の太政官符によれば、出羽国の

場合、朝集使に大帳を付して九月末日までに京進することとしている。

死亡帳は、造籍と造籍の間に毎年作成されるものである。この帳簿は、すでに京進されている戸籍に載せられていた人についてだけその死亡者名を提出するのであるゆえに、造籍後に生まれた乳幼児については記載しないのであろう。

この死亡帳によれば、戸主高志公（名を欠く）の戸では一年間（去年八月～今年七月）に六人も死亡するという異常さである。

死亡年月日と老若男女を対比させてみると、女性と老人が去年の九月ごろから十二月までの間に死亡し、今年の六月ごろに成人男子が死亡している。

九世紀前半は、日本古代史上でもまれにみる天変地異の続いた時期である。

各地の火山の噴火・大地震・異常気象と思われる長雨や風水害による凶作あり、さらには疫病などに連続して襲われ、飢饉が続発した時期である。

特に、出羽国では八四〇年以降、飢饉にたびたび襲われたのである。

表2参照

死亡帳の死者全体をみると、地震や疫病によるものではなく、凶作が続き去年九月の収穫期も不作のため体力と食糧のない女性や老人が相次いで亡くなり、最後まで当時の税の負担者であった成人男子がわずかな食糧を食いつないだが、今年六月にはついに死亡したと推測することができるのではないか。

表2　東北地方災害一覧

全国		東北地方	
812 弘仁3	飢饉		
815 弘仁6	長雨		
817～818	不作・疫病		
823 弘仁14	飢饉		
		829 天長6	陸奥出羽 疫病
		830 天長7	出羽 大地震
		837 承和4	陸奥 火山噴火
		841 承和8	出羽 飢饉
		843 承和10	陸奥 飢饉
849 嘉祥2 ～	風水害による飢饉続発	846 承和13	出羽 飢饉
		850 嘉祥3	出羽 大地震
853 仁寿3	疱瘡		

十七号文書

〔釈文〕―図3参照　〔実測図〕―図4参照

〔内容〕

本文書の記載様式は、

人名十年齢十年齢区分

を列記している。

残存する部分のみでは、次のような戸の構成が想定できる。

戸の構成模式図

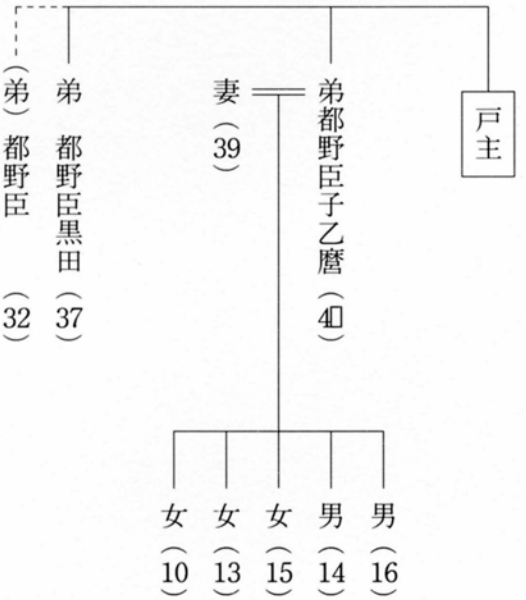

以上の記載様式・内容から判断するならば、本文書は戸籍の一部であるとみて問題ないであろう。

平安期の戸籍は、次のような記載様式の特徴があげられる（註5）。

（イ）　各戸の首部に、戸口の変動＝損益の集計記載が行われる様式になっている。

（ロ）　緑（黄）子・女（一～三歳）の記載がなく、少子・女も十歳以上であり、はなはだ少ない。

（ハ）　女子が比較的多い。

（ニ）　年齢と年齢区分との関係記載がはなはだしく混乱している。

これら平安期における戸籍の特徴については、十世紀初めの延喜期二通、十世紀末の長徳期二通、十一世紀初めの寛弘期の一通を対象としている。

本戸籍断簡は、九世紀半ば以前のものであることは間違いない。本戸籍について、上記の平安期の戸籍の特徴を簡単に検討してみたい。

まず（イ）の戸の首部は、断簡ゆえに不明である。（イ）の男女の割合は、男性五人、女性九人であり、男性に正丁も二ないし三人含まれている。（ニ）の年齢と年齢区分との記載には混乱がみられない。一方、（ロ）は小女が十歳以上であるが、小断簡であるので全体的傾向とはいえない。

以上のように、本戸籍断簡は、平安期の戸籍ではなく、むしろ八世紀代の戸籍の特色とあまり変わらないといえよう。

本戸籍は、戸主弟の妻「丈部」姓をのぞくと、すべて「都野臣」である。「都野」＝「都努（怒・能・濃）」＝「角」であり、紀臣と同祖で、仁徳朝、その児の男嶋足尼は都怒国造（周防国都濃郡都濃郷）に任ぜられた（国造本紀）とされている。これまでの出羽国関係史料には、「都野臣」はなく、初見史料といえる。

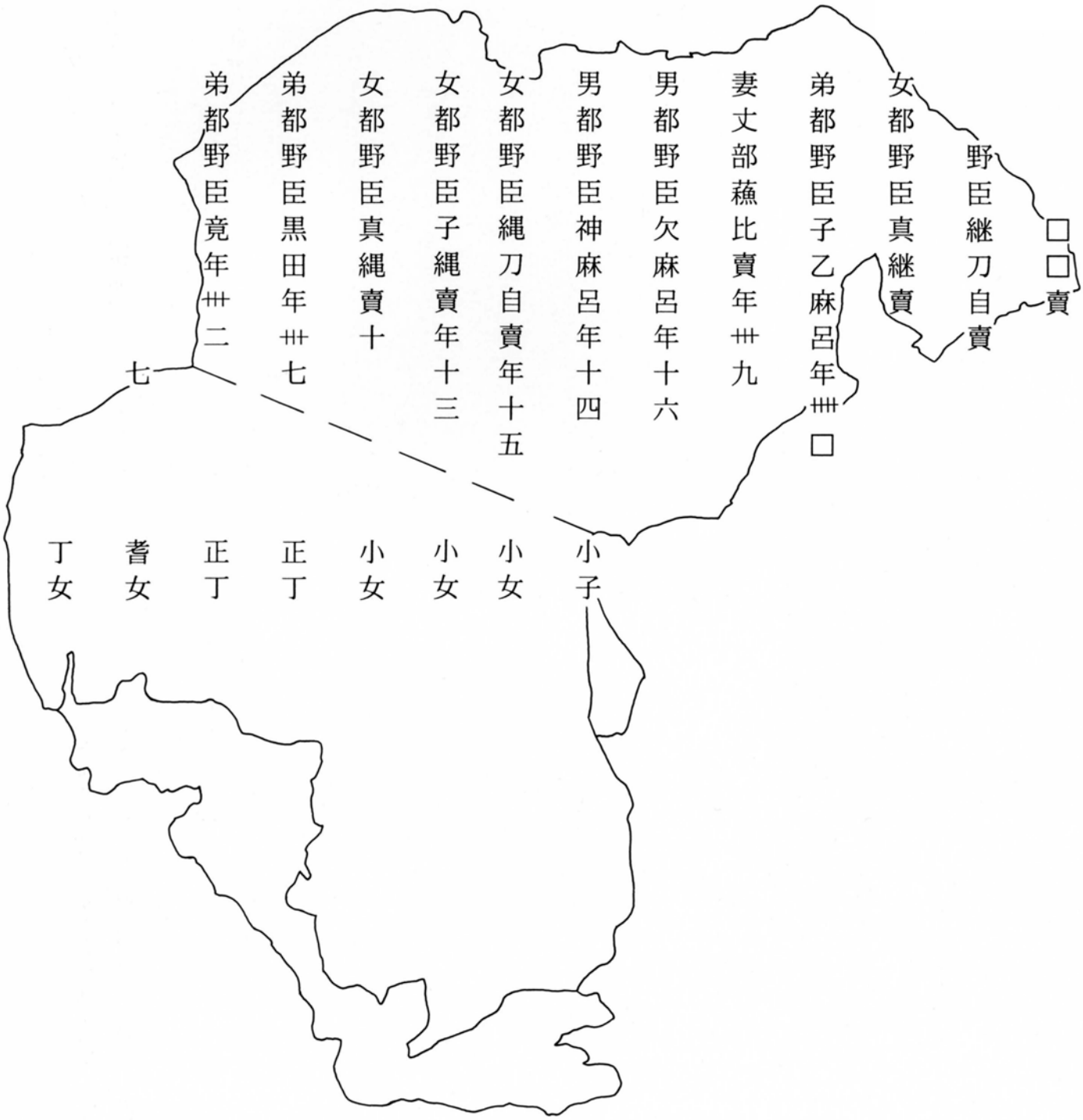
□□賣
野臣継刀自賣
女都野臣真継賣
弟都野臣子乙麻呂年卌□
妻丈部蘓比賣年卅九
男都野臣欠麻呂年十六
男都野臣神麻呂年十四
女都野臣縄刀自賣年十五
女都野臣子縄賣年十三
女都野臣真縄賣十
弟都野臣黒田年卅七
弟都野臣竟年卅二
七
小子
小女
小女
小女
正丁
正丁
者女
丁女

図3　17号文書　釈文

0　3：4　10cm

図4　17号文書　実測図

〔左文字を反転させた図〕

十八号文書

〔釈文〕―図5参照　〔実測図〕―図6参照

〔内容〕

本文書の記載様式は、次のとおりであり、続柄が記されていないが、現段階では、本文書は計帳様文書の断簡とみておきたい。

界線は折界でなく、裏面からのヘラによる押界と判断される（註6）。

八世紀の計帳

戸主□□公―戸口合○○人

―――

―――

―――

戸主小高部公―戸口合四十七人

□不課

□課

戸主 ―― 戸口

去年計帳定良口○○人　男○人　女○人

今年計帳見定良大小口○○人

不課口○○人

男○人　○人△△○人△△

女○人　○人△△○人△△

課口○人

見輸○人　△△

課戸主 ―― 年○○　△△

○印は数字

△印は年齢区分

残存する部分では、次のような戸の構成が想定できる。

計帳の模式図

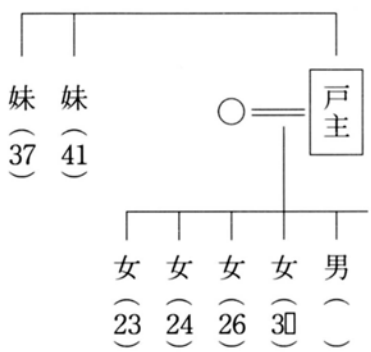

「和太公」は、現地名＋公（君）姓であり、この記載のしかたは蝦夷が律令国家に服属した時のウジ名とされている。

「和太公」の「和太」という地名は、現在、秋田城の南東、河辺郡河辺町和田に該当すると考えられる。「和田」の地名は、『日本歴史地名大系』（平凡社）によれば、天正十九年（一五九一）の出羽国秋田郡御蔵入目録写（秋田家文書）に、「弐百四拾弐石四斗八升弐合　鮎川村　わた村」とあり、中世末には村として成立していたことが知られている。

図5　18号文書　釈文

図6　18号文書　実測図　　〔縦界線は押線〕

「小高野公」の「小高野」という地名は、現在、河辺町〝和田〟のすぐ西に隣接している北野田高屋字小高付近に比定される。『角川日本地名大辞典』(角川書店)によれば、天正十九年(一五九一)正月吉日豊臣秀吉が秋田実季の当知行を安堵した朱印状写に賀川村と併記して「おたか村」七十七石余とあるのが初見とされている(秋田家文書)。

和田・小高両地域付近の蝦夷が国家側に服属した時に計帳に登載され、その計帳は課税等の基本台帳としたことが想定される。小高野公三手継の戸の構成員が合わせて「四十七人」という数値は、蝦夷の現地支配が大きな単位で掌握されていたことを示す貴重な史料として注目しておきたい。

結局のところ、この計帳を「夷俘帳」および「俘囚計帳」に類似したものとみなした場合は、これまで、次のような史料から、その帳簿の存在は知られていたが、実例としては初見とすることができるであろう。

『日本後紀』弘仁二年(八一一)三月十一日条

始令下二諸国一進中俘囚計帳上。

『延喜式』(主計式帳除条)

凡大帳六年一除。調庸死亡。俘囚。隠首。季帳及諸司返上等帳者。三年一除。雑任帳一年一除。

『延喜式』(主税式勘税帳条)

凡勘二税帳一者。先據二去年帳一。勘二会今年帳一。次計二会出挙。祖地子。駅伝馬。池溝。救急。公廨。夷俘。在路飢病。及倉附等帳一。

(後略)

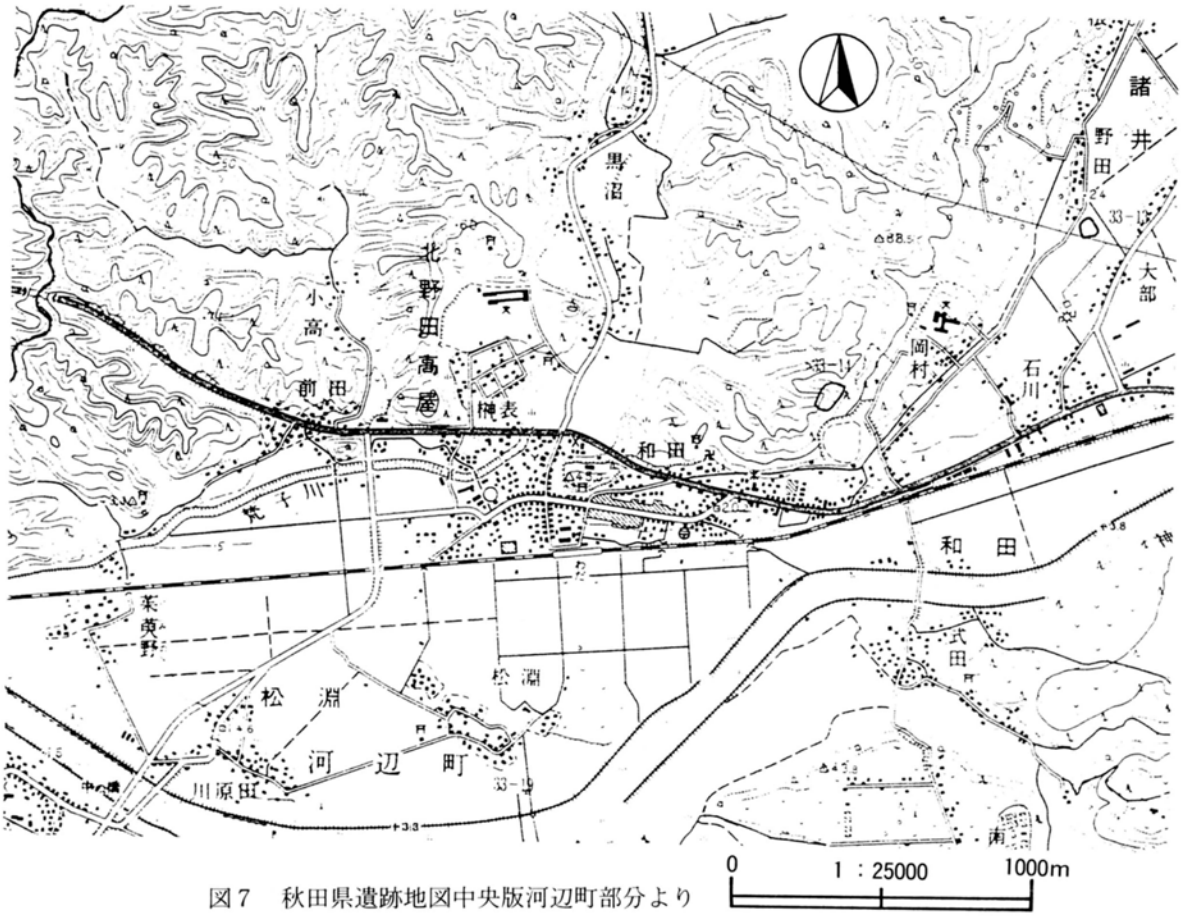

図7　秋田県遺跡地図中央版河辺町部分より

十九号文書

〔釈文〕〈表（おもて）面〉

×五石　伴子福人手×

×□手四石　下毛野公遠守手×

後色二×

〈裏面〉　未調査のために釈文を略す

〔内容〕

本文書の記載様式は、

人名＋「手」＋数量

を列記している。「手」は、主として、手工業生産に携わる技術者を指している。次のようないくつかの例が知られている。

織手　『令集解』職員令織部司条古記所引別記

鋳手　『類聚三代格』承和四年四月一日官符など

作器手　『類聚三代格』弘仁六年八月七日官符

写書手・装潢手・造紙手・造筆手・造墨手　職員令図書寮条

太政官符

図書寮

造筆手（元六人 今令定二三人一）　造紙手（元八人 今定二五人一）

右、右大臣宣。奉レ勅。年料造紙。其数不レ多。所レ有紙手既無二食料一。又年中造筆無レ有二定数一。依二臨時宣一。造備供奉。准二量所用一。造手有レ余。並従二減省一。

大同三年二月十六日

三人の数量が五石、四石、三石と膨大であり、しかも端数を伴わないなどの点から判断すると、主食料の給米などの可能性は少ないであろう。そこで、その可能性を次のように推測しておきたい。

長屋王家木簡には酒の醸造に関する木簡があり、それによると、五石以上の瓺を「大瓺」、四石一斗八升の瓺を「次瓺」、二石四斗五升の瓺を「小瓺」と呼んだことがわかる（註7）。これらの数値は、各器の受量を表しているので端数が生ずるのであろう。「大倭国正税帳」（天平二年〈七三〇〉）によれば、「酒漆拾甕々別五斛」とあるように、甕（瓺）はいわゆる五斛（石）入りの甕の意味であると考えられる。

以上の史料を参照するならば、五石の「大瓺」、四石「次瓺」、三石「小瓺」と理解し、おそらくは造酒手の酒の醸造の割り当て・作業量を意味しているのではないか。

本文書には年紀は記載されていないが、「伴子福人」は、弘仁十四年（八二三）淳和天皇の諱大伴を避けて、大伴氏は伴に改めていることから、本文書は、弘仁十四年（八二三）以降のものであることが知られる。共伴の年紀を有する文書（後掲）にみえる嘉祥二、三年（八四九、八五〇）と矛盾しない。

二十号文書

〔釈文〕

進上如件以解

嘉祥二年六月廿三日　助丈部

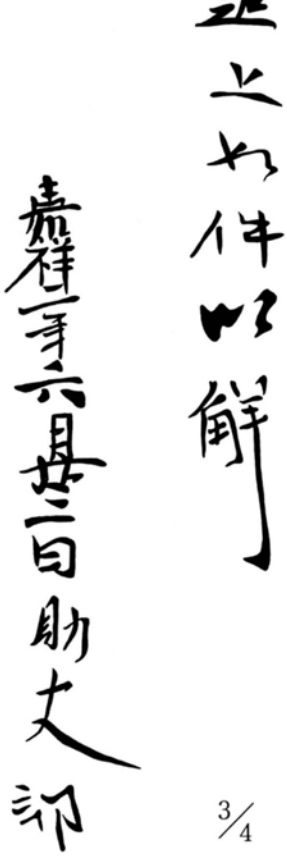

3/4

図8　20号文書　文字実測図
〔左文字を反転させた図〕

本文書は解文の書止部分である。嘉祥二年は八四九年。

日下の職名として「助」が注目される。職員令によれば、中央官制の寮の四等官は、頭（カミ）・助（スケ）・允（ジョウ）・属（サカン）であり、司の場合は次官（スケ）を置かないので、正（カミ）・佑（ジョウ）・令史（サカン）である。地方官司では、大宰府の場合、防人司が正（カミ）・佑（ジョウ）・令史（サカン）とされており、中央の司に相当している。

秋田城跡では、外郭東門跡第五四次調査出土木簡にその官制を伝える二点の木簡が含まれている。二点の木簡の年代は、共伴する年紀を有する木簡によれば、延歴十年（七九一）から同十四年（七九五）の間ごろと考えられる。

二十八号木簡　（七三）×三五×三　〇一九

・「主粮返抄　×

・「□　×

大宰府の官司「主神」「主船」「主厨」などに比するべき「主粮」（かてのつかさ）の存在を示す。

九十七号木簡　（二八〇）×（七）×四　〇六六

・×□□佑申□□□□□請□□不□□×

・×□□□已□□□□×

「佑」は、先にみたように地方官司では、大宰府の防人司が正・佑・令史で構成されており、その「佑」に相当する。さらに外郭南門跡西側第十七次調査出土墨書土器（須恵器台坏ヘラ切り・九世紀前半）二点に「允」と記されている。墨書土器「允」は、中央官制の寮の四等官「允」（ジョウ）に相当しよう。

以上から、「佑」は防人司の佑（ジョウ）、「允」は中央官制の寮の四等官の允（ジョウ）にそれぞれ相当することが知られた。

本漆紙文書の職名「助」は、墨書土器「允」とともに、中央官制の寮の四等官を意味していることになる。二十八号木簡の「主粮」の存在は、中央官制でいえば、宮内省の主殿寮、地方官制では、大宰府の主船（ふねのつかさ）、主厨（くりやのつかさ）などとの類似を想起させる。九十七号木簡「佑」は防人司の佑に相当することも併せ考えると、秋田城には、大宰府に類似した官制を有し、中央官制でいえば、寮または司相当のものといえよう。

以上のことから一連の秋田城の官制に関する出土文字資料は、城制下の官制の実態を伝える注目すべきものであるとしえる。

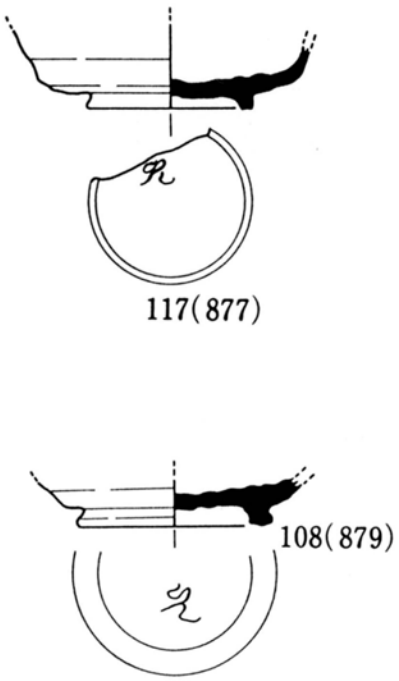

図9　第17次調査出土「允」墨書土器

第54次調査出土28号木簡

軍団	郡				
	小郡	下郡	中郡	上郡	大郡
大毅	領	大領		大領	長官
少毅	丨	少領		少領	次官
丨	丨	丨		主政	判官
主帳	主帳	主帳		主帳	主典

国				衛府	太宰府	司	寮	職	弾正台	省	太政官				神祇官	
下国	中国	上国	大国													
守	守	守	守	督	帥	正	頭	大夫	尹	卿	右大臣	左大臣	太政大臣		伯	長官
丨	丨	介	介	佐	少大弐	丨	助	亮	弼	少大輔		大納言			少大副	次官
丨	掾	掾	少大掾	少大尉	少大監	佑	(少大)允	少大進	少大忠	少大丞	右少中大弁	左少中大弁	少納言		少大祐	判官
目	目	目	少大目	少大志	少大典	(少大)令史	少大属	少大属	少大疏	少大録	右少大史	左少大史	少大外記		少大史	主典

表3　四等官一覧

二十一号文書

□□□

嘉祥三年三月十日

一未状□□□□徳
前廣麿申云□□
嘉祥三年は八五〇年。

二十二号文書

〔釈文〕

a「（嘉）祥三年七（月）」　b「十一日」
c「望申」　d「□□□」

二十三号文書

〔釈文〕

「嘉祥」

二十四号文書

〔釈文〕

「天長九年十一月」

天長九年は八三二年。

3/4

図10　24号文書　文字実測図
〔左文字を反転させた図〕

二十五号文書

〔釈文〕

「使書生

□□

死亡帳・戸籍・計帳の年代

これら年紀を記す解文は、一般的に長期間にわたり保管することは考えられない。一方、解文と共伴している戸籍・計帳・死亡帳の三点の帳簿は、その記載様式からみて、次のようにその保存期間を想定することができるであろう。

計帳については、秋田城漆紙文書第九号文書によれば、天平六年（七三四）計帳が、紙背を天平宝字三年（七五九）具注暦として利用されている例からすれば、二十五年間保管されていたことが判明している。ただし、本計帳を「夷俘計帳」（俘囚計帳）とみなす場合は、死亡帳と同様に『延喜式』（主計式帳除条）に京進された「夷俘帳」「俘囚帳」は「三年一除」とされている。戸籍は、周知のとおり五比三十年間の保管を原則としている。

一方、死亡帳は、「延喜式」（主計式帳除条）によれば、京進された死亡帳は俘囚帳と同様に「三年一除」とされている。本死亡帳は、あくまでも秋田城にとどめ置かれたものであり、様々な書き込みと二段書きの記載様式から判断すれば、保存期間を長期に想定する必要はない。その点では、本戸籍は断簡ながら、一切書き込みなどが確認できない。

したがって、本戸籍はこの時期の秋田城は国府は存在しないが、一応国府相当機関とみなすと年紀を有する解文の年代である嘉祥二～三年（八四九～八五〇）から五比三十年ほど前を原則的には想定できる。死亡帳および計帳は嘉祥二～三年にかなり近い時期を想定できるであろう。

末筆ながら資料整理および解読にあたり御助力をいただいた日本学術振興会特別研究員三上喜孝・専修大学大学院生小塚裕姫子両氏に対して深く感謝の意を表したい。

註

註1　拙稿「秋田城跡第二号・第三号漆紙文書について」（秋田城跡調査事務所『秋田城出土文字資料Ⅰ』一九八四年。

註2　財団法人茨城県教育財団『茨城県教育財団文化財調査報告第二〇集―鹿の子C遺跡漆紙文書―本文編―』一九八三年。

註3　長岡京跡出土漆紙文書「死亡人帳」の釈文は次のとおりである（(財)向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会　一九九七年八月十三日記者発表資料による）。

釈文

漆紙文書A

（1）×□延暦九年六月三日死
　　□月七日死〔六カ〕
　　×□　延暦九年□月七日死

（2）×□六月七×

（3）延暦九年六月□×

（4）□□
　　□□□□□　篤女（延）暦九年×
　　×□年六月□日死〔八カ〕

（5）□□（左字）
　　延（暦）

漆紙文書B

（1）戸主□　部□×〔廣カ〕
　　□□

（2）□□

註4　茜部の例はこれまでの史料にはみえなかったが、近年、二条大路木簡のなかに次のような例が新たに確認されている（早稲田大学・大学院生亀谷弘明氏の教示による）。

○伊豆国田方郡棄妾郷瀬埼里戸主茜部真弓調荒堅魚十一斤十両

「六連一丸」　三三五×三二×五　○三一

（平城宮発掘調査出土木簡概報二二・二五）

○伊豆国田方郡棄妾郡瀬埼里茜部立麻呂調荒「

（一八三）×二五×五　○三九

（平城宮発掘調査出土木簡概報二四・二四下）

註5　宮本救「戸籍・計帳」（『古代の日本9　研究資料』角川書店一九七一年）。

註6　紙背文書が確認できず、計帳の歴名記載が界線に沿っており、特に二・一cm幅のところに二行がおさまっていることも併わせて考えると本計帳に伴なう界線と想定できるのではないか。

註7　巽淳一郎「奈良時代の碾・磑・正・由加」（奈良国立文化財研究所『文化財論叢』II　一九九五年）。

16号文書裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）

17号文書裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）

18号文書写真（赤外線テレビカメラ）

19号文書写真（赤外線テレビカメラ）

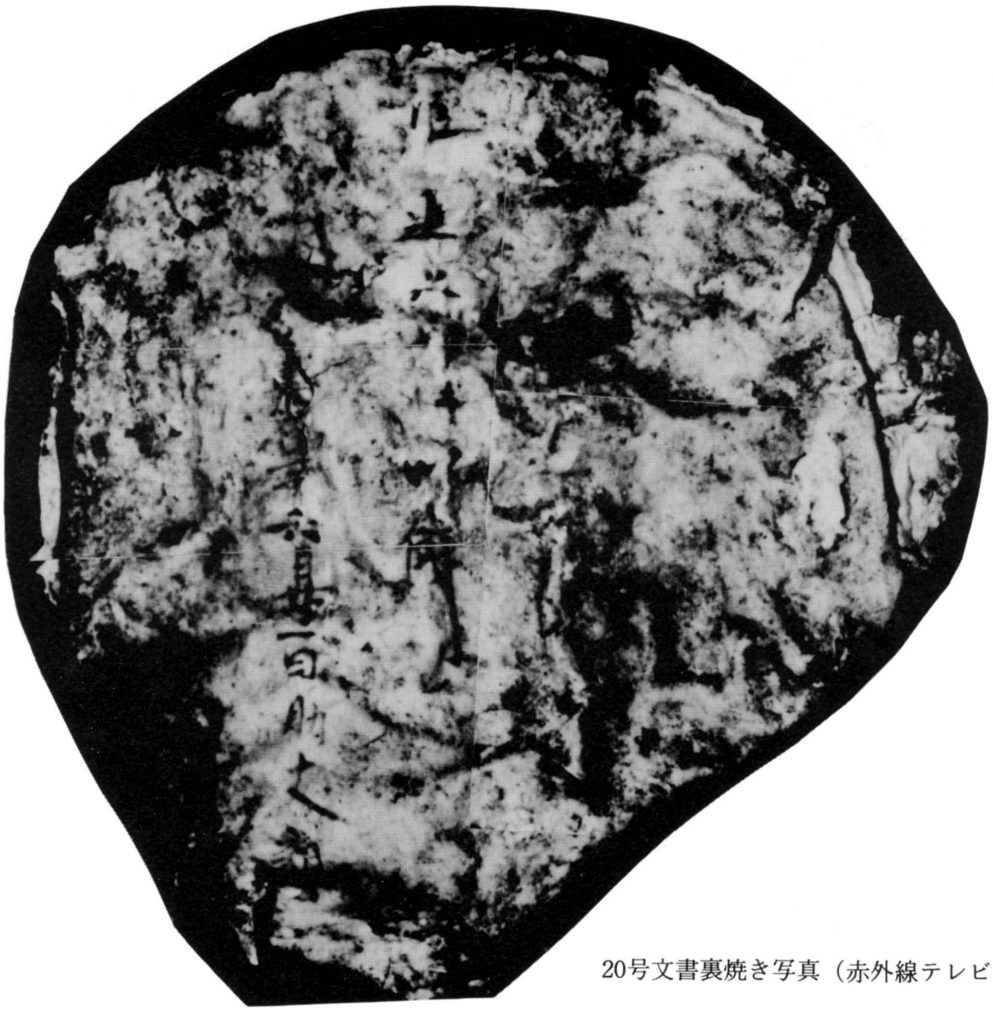

20号文書裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）

（裏側）

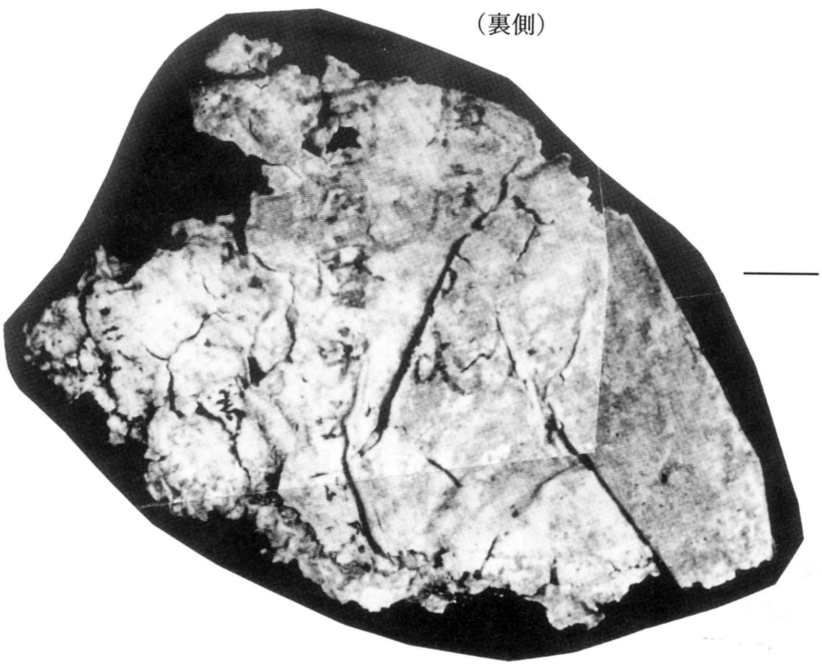

（表側）

21号文書写真（赤外線テレビカメラ）

22号文書写真
（赤外線テレビカメラ）

24号文書裏焼き写真
（赤外線テレビカメラ）

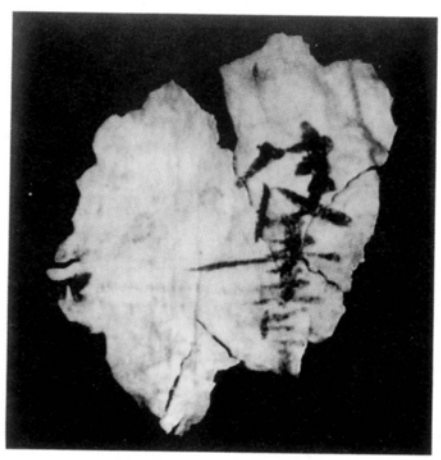

25号文書写真
（赤外線テレビカメラ）